

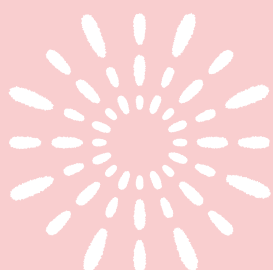
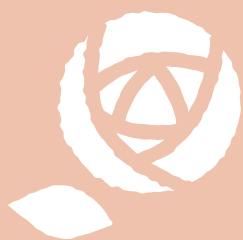
こどもの笑顔があふれ、  
こどもと大人が手を取り合う  
「こどものまち前橋」の  
実現を目指して



おとな向け

# 前橋市こども基本条例

令和8年4月1日スタート



前橋市

.....  
11月20日は  
「前橋市こどもの権利の日」  
.....



## こどもが望む社会の実現に向けて

### こどもたちが大人に宛てたメッセージ



私たちこどもは、一人一人が自分を大切に、夢や希望を持って大人になるために、全てのこどもが安心できる社会になることを望んでいます。また、生まれたその時から、社会の一員として、愛され、成長していくことを強く願います。

そのために、私たちはやりたいことに何でも挑戦し、その中で様々な人と助け合い、意見を伝え合っていきます。

大人の皆さんには、私たちの憧れの存在であってほしいと願うとともに、私たちの挑戦を見守り、否定せず応援し、ときには助けてほしいと思っています。

そして、私たち自らも、この条例について、また、そこに込められた思いについて深く理解し、大人の皆さんとともに行動していきます。



#### こども基本条例前文検討ワークショップ

条例の前文を高校生と一緒に考えるワークショップを開催しました。ワークショップに参加した市内在住・在学の高校生18名が、約1か月にわたり、こどもの権利について学ぶとともに、条例の前文に含める内容について、真剣に考えてくれました。



ワークショップの様子はこちら

前橋市は、こどもたちの望む社会の実現に向け、こどもの声を真摯に聴き、その意見と意見を尊重し、こどもが主体的かつ創造的に生きる力を育むことができるよう、市全体で見守り、支援していきます。

そして、こどもの権利条約の考えに基づき、こどもの権利保障を基本としたまちづくりを推進し、こどもの笑顔があふれ、こどもと大人が手を取り合う「こどものまち前橋」を実現するため、この条例を制定します。

## 前橋市こども基本条例ってどんな条例？



こどもは、大人と同じように、一人一人が生まれたときから権利を持っており、その権利は等しく大切に守られます。

こどもの権利が大切にされ、こどもが安心して健やかに、自分らしく成長できる社会を実現することを目的に、この条例を制定しました。

この条例では、こどもの権利条約の考えを基に、こどもの権利や、それを守るための大人の役割など、こどもの権利保障についての基本的なことを定めています。



前橋市こども基本条例の全文は、こちらから参照してください



#### こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）

こどもの権利を国際的に保障するために定められた条約です。こどもを「**権利の主体**」と捉え、人としての様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあり特別な配慮が必要な「**保護の対象**」と捉え、こどもならではの特別な権利も定めています。

1989年に国際連合総会で採択され、1994年に日本は批准しました。



くわしくはこちら  
日本ユニセフ協会  
ホームページ  
「子どもの権利条約」

### こどもの権利を守る上での基本理念は、次のとおりとしています。

- ♥ こどもが、あらゆる偏見や差別を受けず、権利を持つ個人として尊重されること。
- ♥ こどもが、自分に関係のあることについて意見を表すことや社会に参加する機会が確保され、その意見が年齢と発達に応じて尊重されること。
- ♥ こどもに関することが決められ、行われるときは、そのこどもにとって最も良いことは何か、第一に考えられること。
- ♥ こどもの年齢と発達、個別の状況に応じた支援が、行われること。

たくさんある子どもの権利の中でも、**前橋市**では、

**4つの権利**を特に大切にしていきます。

01

### 安心して 生きる権利



- 命が大切にされること。
- 個性が認められ、人格が尊重されること。
- 体や心の健康に配慮され、適切な医療や支援を受けられること。
- 安全な環境の下で安心して生活を送ること。
- 幸せを追求すること。

02

### 豊かで健やかに 育つ権利



- 愛情と理解を持って育まれること。
- 遊ぶこと。
- 学ぶこと。
- 体や心の健康のために休むこと。
- 自然、芸術、文化、スポーツ等に触れ親しむこと。
- 夢や希望を持ち、挑戦すること。
- 適切な支援や助言を受けること。

03

### 自分を守り、 守られる権利



- あらゆる差別を受けないこと。
- いじめ、体罰、虐待その他体や心に対する暴力を受けないこと。
- 健全な心が育つ環境が守られること。
- 他者が利益を得るために子どもの幸せが奪われないこと。
- 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- プライバシーと名誉が守られること。
- 困っていることを相談し、助けを求めること。

04

### 意見を表し、社会に 参加する権利



- 自分の気持ちや意見を表すことができ、それが尊重されること。
- 適切な情報を取得できること。
- 仲間を作り、集まり、活動すること。
- 意見を表し、社会に参加する機会が確保されること。
- 自分に関係のあることを主体的に決めることができ、それが尊重されること。

# こどもの権利を守るための大人の役割

大人は、基本理念に基づいてこどもの権利を守るため、それぞれが役割を担います。  
こどもが、こどもの権利について理解を深め、自分の権利と他の人の権利を大切にできるように、大人は互いに連携し、協力してこどもを支援します。



# こどもは社会のパートナー

## こどもの意見を尊重しましょう

前橋市は、こどもの声を聴く取組を進めています。  
みんなで暮らしやすいまちを作るため、こどもの声を聴き、意見を尊重し、こどもの主体的な社会参加を支えましょう。

**Q** すべてのこどもが安心して、健やかに成長できる市を実現するために、  
**前橋市に必要なことは何ですか？**

こどもの話をもっとよく聞いてほしい。(小学生)



大人たちの判断で色々決めるのではなく、しっかりとこどもたちの意見を聞いて、それを取り入れるようにしてほしい。(中学生)

こどもたちの意見をもっと聞き入れる体制を整え、大人に意見しても良い環境を整えるべき。(高校生)

前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査 こども・若者意識調査結果より

### 毎年11月20日を「前橋市こどもの権利の日」としました。

この日は、こどもの権利条約が国際連合総会で採択された日であり、「世界こどもの日」でもあります。前橋市では、こどもの権利を普及促進するため啓発事業を行います。家庭、育ち学ぶ施設、地域、事業所などで、こどもの権利について話し合い、理解と関心を深めましょう。

こどものことで困っているとき、悩んでいるとき、



# 相談できる窓口があります



～ 前橋市の相談窓口（令和8年3月時点）～

学校・友達・家庭・勉強・進路のこと

プラザ相談室

☎ 027-230-9090

月曜～金曜（祝祭日・年末年始除く）／10:00～17:00  
✉ kyoiku-soudan@city.maebashi.gunma.jp

発達の心配や不安のこと

こども発達支援センター

☎ 027-220-5707

月曜～金曜（祝祭日・年末年始除く）／9:00～17:00

こころの悩みのこと

こころの相談

☎ 027-220-5787

月曜～金曜（祝祭日・年末年始除く）／9:00～17:00

いじめのこと

いじめ相談

☎ 027-212-0130

月曜～金曜（祝祭日・年末年始除く）／9:00～17:00

親子関係の悩みのこと

家庭児童相談

☎ 027-223-4148

月曜～金曜（祝祭日・年末年始除く）／9:00～17:00

ヤングケアラーのこと

ヤングケアラー相談窓口

☎ 027-212-0616

月曜～金曜（祝祭日・年末年始除く）／9:00～17:00  
✉ d410101@city.maebashi.gunma.jp  
※学校用タブレット・PC内アプリでチャット相談もできます。

体や心などへの虐待のこと

児童相談所共通ダイヤル（群馬県）

189（いちはやく） 24時間受付

こども支援課

☎ 027-220-5702

月曜～金曜（祝祭日・年末年始除く）／9:00～17:00

生活のこと

社会福祉課

☎ 027-898-6146

月曜～金曜（祝祭日・年末年始除く）／9:00～17:00

まえばし生活自立相談センター

☎ 027-898-6890

月曜～金曜（祝祭日・年末年始除く）／9:00～17:00

DVのこと

DV相談

☎ 027-898-6524

月曜～金曜（祝祭日・年末年始除く）／9:00～17:00

男女共同参画相談

☎ 027-898-6520

月曜～金曜（祝祭日・年末年始除く）／9:00～17:00

最新の情報は前橋市のホームページからご確認ください。▶

